

今福福第13号  
令和3年4月6日

社会福祉法人理事長 様

今治市長 徳永 繁樹  
(公印省略)

社会福祉法人における寄附の取扱いについて（通知）

福祉行政の推進につきましては、日ごろからご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

社会福祉における社会福祉法人は、公共性・公益性が高く、その運営は公明かつ適正に行われるとともに、住民の信頼を得ることが不可欠となっています。

本市におきまして、寄附の取扱いについて、手続きの透明性を確保することにより、法人運営の適正化を図るため、別紙のとおり「社会福祉法人における寄附の取扱い」を定めました。つきましては、その内容を十分にご理解いただき、寄附の取扱いに遺漏のないようお願いいたします。

なお、本通知は、令和3年4月1日から適用するものとします。

## 社会福祉法人における寄附の取扱い

## 1 目的

社会福祉法人における寄附の取扱いについては、寄附者本人の自由意思に基づき行われるものでなければならないことはいうまでもないが、強要等の疑惑を招くことのないよう、その透明性を確保することにより、法人運営の適正化を図る。

## 2 寄附受入手続き

寄附を受け入れる際には、以下の手続きを行うこととする。

- (1) 寄附者から寄附申込書の提出を受けること。
- (2) 寄附者に対し領収書を発行するとともに領収書の控えを保存すること。
- (3) 寄附申込書に記載された寄附目的により経理区分を決定すること。
- (4) 寄附内容を寄附金品台帳に記載すること。

なお、当該寄附金品台帳については、閲覧に供するよう努めること。ただし、個人情報については、プライバシーの保護に留意すること。

- (5) 理事長(法人代表者)の承認を得ること(寄附申込書及び寄附金品台帳の理事長承認欄への押印をすること。)
- (6) 1件100万円相当額以上の寄附を受入れた場合は、その都度、別記様式により今治市長あて報告すること。

また、同じ寄附者から会計年度(4月から3月まで)に受け入れた寄附の合計が100万円相当額以上となるものについては、会計年度の終了後に1枚の報告書にまとめ、速やかに市へ報告すること。

なお、市は、必要に応じて寄附の状況について、報告を求めることができるものとする。

## 3 寄附者別の寄附受入れ判断基準

寄附者別の寄附受入れ可否の基準については、以下のとおりとする。

## (1) 入所者(利用者)

上記2の手続きにより寄附を受け入れることができるものとする。

ただし、未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人については、後見人等の同意書を必要とする。

- ア 未成年者 →未成年後見人の同意書
- イ 成年被後見人→成年後見人の同意書
- ウ 被保佐人 →保佐人の同意書
- エ 被補助人 →補助人の同意書

## (2) 家族・遺族

上記2の手続きにより、寄附を受け入れることができるものとする。

## (3) 施設入所(利用)前の入所(利用)希望者(家族を含む。)

入所(利用)決定に疑惑を招くおそれがあるため、寄附を受け入れないものとする。

(4) 保護者会（後援会等の名称を問わず家族が加入している団体）

次の条件を満たすことと、上記2の手続きにより、寄附を受け入れることができるものとする。

ア 保護者会（総会）で意思決定されていること（総会議事録、議案書等を添付させる）。

イ 寄附目的が明確なこと。

ウ 寄附のための特別の負担が会員個人にないこと。

(5) 後援会（地域の篤志家等を中心に構成されている団体）

次の条件を満たすことと、上記2の手続きにより、寄附を受け入れることができるものとする。

ア 後援会（総会）で意思決定されていること（総会議事録、議案書等を添付させる）。

※ なお、施設入所者（利用者）の家族や職員を中心に構成されている後援会については、上記（4）の保護者会と同様の扱いとする。

(6) 取引業者

上記2の手続きにより、寄附を受け入れることができるものとする。

ただし、補助事業に関わる建設工事請負業者及び備品納入業者については、不当に資金の還流が行われているとの疑惑を招くおそれがあるため、寄附を受け入れないものとする。

(7) その他の者

上記2の手続きにより、寄附を受け入れることができるものとする。

附 則

この通知は、令和3年4月1日から施行する。